

黒谷の地に流れる伝統を育み、
未来へと繋いでゆく

一枚一枚に想いを込めて。

黒谷和紙の振興、文化財保護のため 新たな拠点施設を整備します

黒谷和紙について

良質な楮（こうぞ）を原材料として、職人により「手漉き」（てすき）で、一枚一枚が丁寧に作られます。黒谷和紙は丈夫で強く、長持ちするのが特長です。強靱な和紙は日常生活の中に欠かせないものとして、古くから提灯、和傘、障子、包装などに活用されてきました。また、京呉服に関連し渋紙、たとう紙など、京都の伝統産業を支える存在でもありました。

- 1200年頃 平家の落武者らが都から逃れ来て黒谷の地に隠れ里をつくる
- 1710年（正徳元年） 山家藩主・谷出羽守氏が家臣に命じて江戸で紙を販売させる
- 1983年（昭和58年） 京都府指定無形文化財に指定
- 1994年（平成6年） 世界遺産として登録された元離宮二条城（京都市）の襖など文化財にも使用
- 2009年（平成21年） 皇室から海外に送られるクリスマスカードとして使用
- その他、ルーブル美術館をはじめとする海外の美術館などでは修復用紙としても使用

黒谷和紙協同組合

[所在地] 〒623-0108 京都府綾部市黒谷町東谷3
[電話] 0773-44-0213
[公式サイト] <https://kurotaniwashi.kyoto/>
[営業日] 火～日曜日（月、祝、お盆、年末年始は休館）
[営業時間] 10:00～17:00



黒谷和紙の拠点が生まれ変わります

黒谷和紙会館（現在の拠点）



新拠点整備予定箇所



企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税が税額控除される制度です。

令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長されました。

企業版ふるさと納税概要

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大6割）により、**最大で寄附額の約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ① **法人住民税**：寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② **法人税**：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ **法人事業税**：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

※税額控除の手続（申告）や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。



綾部市とは

昭和25年に市制施行し、全国で初めて「世界連邦都市宣言」を行ったまちです。800年以上の伝統を誇る「黒谷和紙」、重要文化財の金剛力士立像が安置される国宝「光明寺二王門」を有し、全国初の「水源の里条例」制定、コミュニティ・ナース（地域住民に寄り添った看護師）など、独自の取組を幅広く展開しています。

お問い合わせ

【担当】 京都府綾部市企画総務部企画政策課ふるさと納税担当

【メール】 furusato@city.ayabe.lg.jp

【電話】 [0773-42-4214](tel:0773-42-4214)

【公式サイト】 <https://www.city.ayabe.lg.jp/0000000068.html>

※ご不明の点などお気軽にご連絡ください。

